

特別貸付申込説明書

【申込方法：提出書類は、申込時に再度、確認してください。】

1 提出書類

- (1) 貸付申込書
- (2) 借入状況等申告書
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書
- (4) 貸付借用証書
- (5) 添付書類

送金額が、100万円以上の貸付けの場合は、必要額が確認することのできる書類が必要
(組合員名の契約書、請書、請求書等の写し)

2 提出方法

交換便又は郵便（締切日に間に合うように送付してください。）

3 受付スケジュール

受付回	受付期間	貸付決定通知	貸付日
第1回	R3.3.11 ~ R3.4.9	R3.5.7	5月13日
第2回	R3.4.12 ~ R3.5.7	R3.6.3	6月10日
第3回	R3.5.11 ~ R3.6.10	R3.7.5	7月12日
第4回	R3.6.11 ~ R3.7.9	R3.8.4	8月10日
第5回	R3.7.12 ~ R3.8.10	R3.9.3	9月10日
第6回	R3.8.11 ~ R3.9.10	R3.10.5	10月11日
第7回	R3.9.13 ~ R3.10.8	R3.11.4	11月10日
第8回	R3.10.11 ~ R3.11.10	R3.12.3	12月10日
第9回	R3.11.11 ~ R3.12.10	R4.1.6	1月11日
第10回	R3.12.10 ~ R4.1.7	R4.2.3	2月10日
第11回	R4.1.11 ~ R4.2.10	R4.3.3	3月10日
第12回	R4.2.14 ~ R4.3.10	R4.4.5	4月11日

○申込締切

毎月10日（土、日及び祝日の場合はその前日）
必着

○貸付決定日及び通知

交換便により所属に送付します。

○貸付日（貸付金の送金日）

指定金融機関コード、支店コード及び口座番号に誤りがあると再送金処理となり、日数がかかりますのでご注意ください。

個人情報保護のため組合員以外の方からの問合せには応じておりません。
貸付けの内容については、組合員が直接貸付担当へ問い合わせてください。

公立学校共済組合東京支部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎14階南側

教育庁福利厚生部給付貸付課貸付担当

TEL (都庁代表) 03-5321-1111 (内線) 53-664~5

TEL (直通) 03-5320-6823 FAX 03-5388-1732

令和3(2021)年度版

特別貸付申込説明書

1 申込資格・事由

再任用職員（フルタイム勤務）、令和2年4月1日以降任用の期限付任用教員及び臨時的任用教職員が、臨時に資金を必要とするとき貸付けます。

申込資格は以下のとおりです。

- (1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、組合員期間が申込みする月を含めて引き続き6か月以上あること（東京都職員共済組合等の組合員が引き続いて公立学校共済組合員になった場合は、組合員期間を通算します。）。
- (2) 貸付日に在職していること。
- (3) 給料の差押さえ等を受けていないこと。
(償還の確実性がないと認められる方は貸付できません。)

2 貸付限度額

給料月額 \times 10分の3に任用期間の残任期月数を乗じて得た額とする（10万円単位で10万円未満の端数は切り捨て。）。

ただし、最高限度額は200万円とする（必要額が確認できる範囲での貸付とする。）。

【貸付限度額の算出方法】

給料月額 \times 3 \div 10 \times 残任期月数

(この金額が、200万円を超えるときは、200万円とする。)

【例】

再任用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

給料月額：271,000円

貸付申込日：令和3年6月10日

貸付金の交付日：令和3年7月10日

償還開始月：令和3年8月給与

残任期月数：8月（償還開始月から3月まで）

限度額計算：271,000円 \times 3 \div 10 \times 8月=650,400円 \Rightarrow 60万円

3 償還方法(毎月償還のみ)及び償還回数

毎月償還のみとし、ボーナス併用及び償還猶予は適用しない。

償還回数は、貸付月の翌月から任期終了までの月数以内で、1回当たりの償還額が給料月額の10分の3以内、かつ、「借入状況等申告書」（別紙）により、償還額の年間の合計が給料月額の4.8倍を超えないこと。

【償還モデル】

給与月額

271,000

給与月額の3 \div 10

81,300

(1回の償還額が、給与月額の3 \div 10未満になることが必要)

申込期間	貸付月	償還開始月	回数	10万	20万	30万	40万	50万	60万	70万	80万
11/11~12/10	12月	1月	3	33,407	66,813						
9/11~10/10	11月	12月	4	25,069	50,138	75,206					
8/13~9/10	10月	11月	5	20,066	40,132	60,198	80,264				
7/11~8/9	9月	10月	6	16,731	33,462	50,193	66,924				
6/11~7/10	8月	9月	7	14,349	28,697	43,046	57,395	71,743			
5/13~6/10	7月	8月	8	12,562	25,124	37,686	50,248	62,810	75,372		
4/11~5/10	6月	7月	9	11,172	22,345	33,517	44,689	55,862	67,034	78,206	
4/1~4/10	5月	6月	10	10,061	20,121	30,182	40,242	50,303	60,364	70,424	80,485

4 貸付金の利率と利息

(1) 利率（年利）は、変動利率です。

利率の変動があった場合、既に貸付けを受け償還中の方も利率変更され償還額が変更されます。

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し1か月を単位として計算します（1か月に満たない場合は、1か月として算出します。）。

(3) 貸付金保険料の一部を本人が負担します。

貸付利率等には保険料負担率（年0.06%）を含んでいます。

※ 平成30年1月貸付けから利率は、1.32%です。（貸付金保険料一部負担分0.06%含む。）

5 借入状況等申告書

借入状況等申告書により、年間の償還額の合計が申込人の給料月額×4.8倍の額を超えるかどうか確認します。借入金の合計が4.8倍を超える場合は、貸付けできません。

また、借入状況等申告書は、組合員が貸付事故等の貸付規程に違反した場合に、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

6 貸付けの審査

申込書を受理した後、書類審査をします。必要書類がそろっていない場合は貸付けできません。不足書類については、御連絡します。

7 即時償還

組合員の資格を喪失したときは、未償還元利金の全額を即時償還することになります。

8 貸付保険

この保険制度は、連帯保証人制度に代わるもので、借受人が何らかの事故等により貸付金の返済ができない場合（債務不履行）に、公立学校共済組合が債権（貸付金）を保全するための制度です。

貸付金保険料は、保険料の一部（年率0.06%）を借受人が負担します。

貸付利率（1.26%）に保険料負担率（0.06%）を上乗せした利率（1.32%）により償還することになります。

貸付金が返済できない場合は、共済組合と損害保険会社との間で債権譲渡契約を締結することになります。借受人は、保険会社に貸付金の残金を返済することになり、返済が免除されることにはなりません。

9 その他

提出された添付書類は返却しません。

また、状況に応じて明記以外の書類が必要となる場合があります。

提出書類は揃っていますか？申込みをする前に、もう一度書類を確認してください。

- ① 貸付申込書（口座番号は正しいですか？）
- ② 貸付借用証書（金額の訂正はできません。日付は、入れないでください。）
- ③ 貸付事業における個人情報に関する「同意書」
- ④ 借入状況等申告書（当共済組合以外での借入れの記入漏れはないですか？）

特別貸付申込書

1 / 4

所属所コード(ゴム印)	職員番号(ゴム印)	貸付番号	申込回 第 回 申込み	
申込金額	償還回数	一回の償還額	貸付日	
万円	回	円	年 月 日	
給料月額	円			
給料月額の3/10に相当する額	円			
貸付限度額の算定 (給料月額×3/10×残任期月数)	給料月額 × 3/10 × 月 = 円			
申込事由				
受取金融機関 (申込人名義の口座)	銀行コード 支店コード 普通預金口座番号 銀行 支店 ()			
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので申込みます。</p> <p>なお、決定後は上記の金融機関に振込みを依頼します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公立学校共済組合東京支部長 殿</p>				
申 込 人	所属所名	(TEL)		
	現住所	〒 (TEL)		
	組合員資格取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	任用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	職名	フリガナ	氏名	(印) 年 月 日生 (満 才)
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>所属所名</p> <p>所属所長名 公印</p>				
			申込 捨 印	
			給与取扱者印 (印)	

記入例

特別貸付申込書

1 / 4

所属所コード(ゴム印) 〇〇小学校 0720999		職員番号(ゴム印) 公立 太陽 08199999		貸付番号		申込回 第3回 申込み 貸付日 令和3年 7月10日	
申込金額 30万円		償還回数 8回		1回の償還額 37,686円		審査	
給料月額 給料月額の3/10に 相当する額		271,000円					
貸付限度額の算定 (給料月額×3/10×残任期月数)		給料月額 271,000 × 3/10 × 8月 = 650,400円					
申込事由		パソコンの購入					
受取金融機関 (申込人名義の口座)		銀行コード 支店コード 普通預金口座番号 みずほ銀行 ◆◆◆支店 (0001 999 0999999)					
<p>公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので申込みます。</p> <p>なお、決定後は上記の金融機関に振込みを依頼します。</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月10日</p> <p>公立学校共済組合東京支部長 殿</p>							
申込人	所属所名		〇〇区立〇〇小学校 (TEL) 03-3000-0000			申込	
	現住所		〒100-0000 (TEL) 03-3000-0000 東京都〇〇区〇〇1-1-1			審査	
	組合員資格取得年月日		昭和・平成・令和 58年4月1日			受付印	
	任用期間		令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日			審査	
	職名	事務	フリガナ	コリツ タイヨウ	氏名	公立 太陽	昭和36年1月16日生 (満60才)
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月10日</p> <p>所属所名 東京都〇〇区立〇〇小学校</p> <p>所属所長名 ▲▲▲</p> <p style="text-align: right;">公印</p>							
							給与取扱者印
							印

借入状況等申告書

※貸付番号 第

号

公立学校共済組合 東京 支部長 殿

年 月 日

申 込 人	所属所名	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	㊟

※必ず本人が署名・押印してください。
 ※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

＜当共済組合の借入状況＞ (単位：円)

貸付種別	区 分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
徴収嘱託	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「1回当たり償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付けのうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めなくて記入してください。詳しくは支部に確認してください。

＜当共済組合以外の借入状況＞ (単位：円)

借 入 先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月10日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月10日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

＜申込人の例月給料＞

(D)	円
-----	---

(注) 貸付申込書に記入した例月給料を記入してください。

＜償還限度額の算出＞

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計		(D) × 4.8
				≤	

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。

公立学校共済組合 東京 支部長 殿

令和 3年 6月 10日

申 込 人	所属所名	〇〇区立〇〇小学校 (TEL) 03-3000-0000	
	職名	フリガナ	カ リ ツ タイ 助
	事務	氏名	公立 太陽

※必ず本人が署名・押印してください。
※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区分	1回あたり償還額 (毎月償還)	1回あたり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中	37,686円	
住宅貸付け(介護除く)	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
徴収嘱託	新規・借替え・償還中		
合計		(A) 37,686円	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「1回あたり償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の1回あたり償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付けのうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回あたり償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
新宿銀行	新規借入	年 月 日		
	既借入	27年 3月 2日	3,000,000円	350,000円
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合計				(C) 350,000円

該当がない場合は、「0」と御記入ください。

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例：4月10日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例：4月10日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の例月給料>

(D) 271,000円

(注) 貸付申込書に記入した例月給料を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8
452,232	0	350,000	802,232		1,300,800

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む)は貸付申込みを受け付けることはできません。

本同意書は、署名、捺印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込みを受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	貸付け
貸付申込金額	万円
貸付申込年月日	年 月 日

公立学校共済組合 東京 支部長 殿

年 月 日

同意者

借 受 人	所属所名			(TEL)	
	現住所	〒			(TEL)
	職名	フリガナ			
		氏名	⑩		

※必ず本人が署名・捺印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

<p><提供時期>当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき <提供先>金融機関 <提供先における個人情報の利用目的>貸付金を借受人の口座へ送金するため <提供される個人情報の内容>「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等） <提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付</p>

(2) 貸付金の償還関連

<p><提供時期>当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき <提供先>組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等 <提供先における個人情報の利用目的>貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため <提供される個人情報の内容>「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等） <提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付</p>

(3) 貸付保険関連

<提供時期>借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）

<提供先>株式会社損害保険ジャパン（共同取扱会社を含む。）

<提供先における個人情報の利用目的>貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

<提供の手段又は方法>帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※株式会社損害保険ジャパン（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

<提供時期>

○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）

○保険金請求時又は事前査定時

○その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む。）

<提供先における個人情報の利用目的>団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

<提供時期>

○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）

○その他損害保険会社が必要と認める時期

<提供先>明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む。）

<提供先における個人情報の利用目的>債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/>）をご覧ください。

【通信欄】

※貸付番号 第

号

本同意書は、署名、捺印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込みを受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	特別貸付け
貸付申込金額	30万円
貸付申込年月日	令和3年6月10日

公立学校共済組合 東京 支部長 殿

令和2年6月10日

同意者

借 受 人	所属所名	〇〇区立 〇〇小学校 (TEL) 03-3000-0000	
	現住所	〒100-0000 〇〇区〇〇1-1-1 (TEL) 03-3000-0000	
	職名	フリガナ	コリツ タイヨ
	事務	氏名	公立太陽 ㊟

※必ず本人が署名・捺印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

<提供時期>当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
<提供先>金融機関
<提供先における個人情報の利用目的>貸付金を借受人の口座へ送金するため
<提供される個人情報の内容>「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

<提供時期>当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
<提供先>組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
<提供先における個人情報の利用目的>貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
<提供される個人情報の内容>「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

<提供時期>借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）
<提供先>株式会社損害保険ジャパン（共同取扱会社を含む。）
<提供先における個人情報の利用目的>貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
<提供の手段又は方法>帳票を交付
※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※株式会社損害保険ジャパン（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

<提供時期>
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）
○保険金請求時又は事前査定時
○その他生命保険会社が必要と認める時期
<提供先>明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む。）
<提供先における個人情報の利用目的>団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付
※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（http://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

<提供時期>
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）
○その他損害保険会社が必要と認める時期
<提供先>明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む。）
<提供先における個人情報の利用目的>債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
<提供される個人情報の内容>
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
<提供の手段又は方法>電磁的記録媒体又は帳票を交付
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といたします。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/>）をご覧ください。

【通信欄】

一般・特別・住宅・住宅災害
 介護構造(住宅)・介護構造(住災)
 教育・災害・医療・結婚
 葬祭・特例住宅災害
 介護構造(特例住宅災害)(○で囲む)

貸付借用証書

(自書すること。)

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	----	----	---	---	---	---	---

金額の前に¥を記入すること(金額の訂正はできません。)

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知のうえ、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

* 令和 年 月 日 (記入しないこと。)

公立学校共済組合東京支部長 殿

(自書すること。)

借 受 人	所属所名	(TEL)	
	現住所	(TEL)	
	職名	フリガナ	
		氏名	印

注意 全て自書すること。*の日付欄は記入しない。

一般・**特別**・住宅・住宅災害
 介護構造(住宅)・介護構造(住災)
 教育・災害・医療・結婚
 葬祭・特例住宅災害
 介護構造(特例住宅災害)(○で囲む)

貸付借用証書

(自書すること。)

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	3	0	0	0	0	0

金額の前に¥を記入すること(金額の訂正はできません。)

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知のうえ、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

* 年 月 日 (記入しないこと。)

公立学校共済組合東京支部長 殿

(自書すること。)

借 受 人	所属所名	〇〇区立 〇〇小学校 (TEL) 03-3000-0000	
	現住所	〒100-0000 〇〇区〇〇1-1-1 (TEL) 03-3000-0000	
	職名	フリガナ	コウリツ タイヨウ
	事務	氏名	公立 太陽 

注意 全て自書すること。*の日付欄は記入しない。